

## 第4章 環境配慮指針の実施状況

環境基本条例では、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとして、環境配慮指針を定めています。

この環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた、市民、事業者及び市の自主的な取組を促すもので、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針から構成されています。

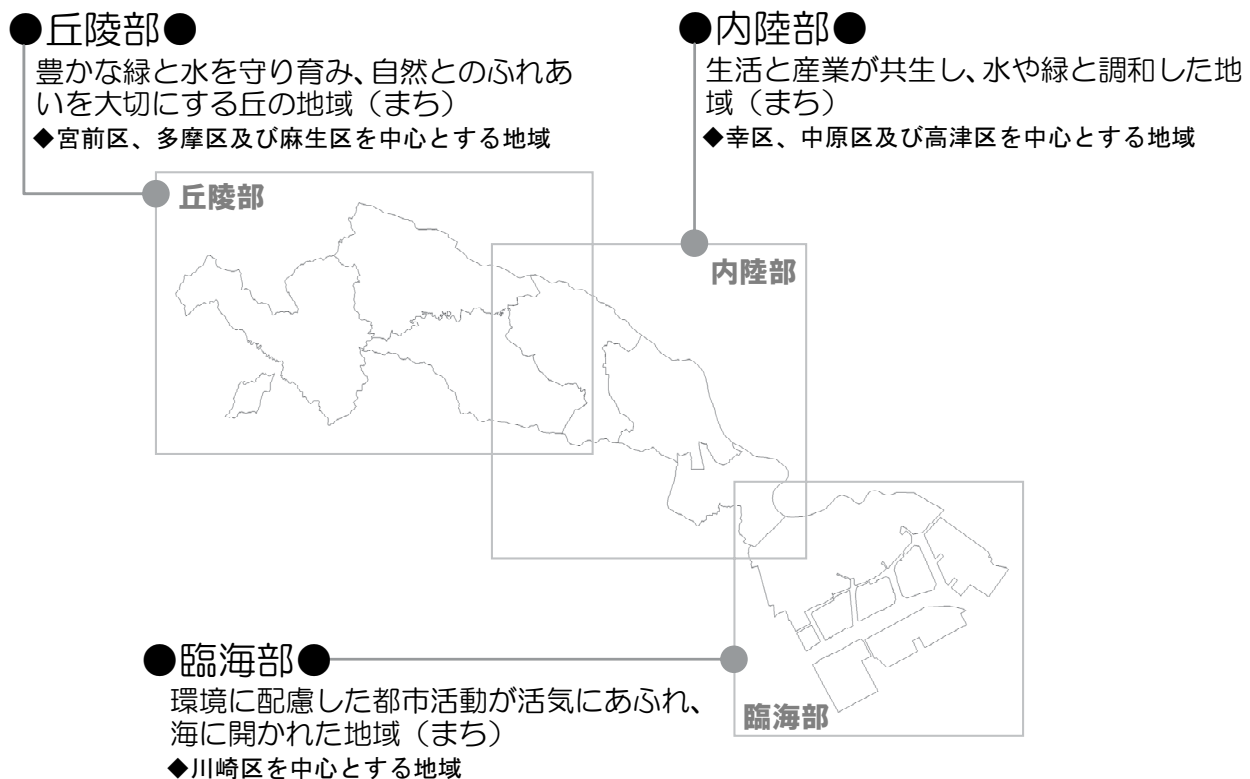
### ■地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「めざすべき環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けて、環境に配慮すべき事項を例示しています。

地域別環境配慮指針は、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。

なお、主な環境配慮事項の例については、川崎市環境基本計画（2011年3月改訂版）を御覧ください。



《地域ごとに取り組むべき環境配慮事項の例》

| 臨海部  | 内陸部   | 丘陵部   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。</li> <li>○ 工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める。</li> <li>○ 公共施設、公園緑地、道路、事業所敷地、建物の屋上や壁面における緑化、社寺林の保全等に努める。</li> <li>○ 環境に配慮した運搬（エコ運搬）実施の要請等により、臨海部におけるエコドライブ実施や低公害車利用の推進に努める。</li> <li>○ 公害克服に取り組む過程で培った経験や環境技術を活かして、アジアをはじめとした工業化の著しい途上国を中心に、UNEP と連携した取組や研修生の受入れなど、環境技術による国際貢献に努める。</li> <li>○ 工場・事業場、商業施設、公共施設などの地域資源を活かした環境に関するイベント、講座の開催に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工場・ごみ処理施設等の排熱の有効利用等、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりに努める。</li> <li>○ 市のリサイクル施設を核とした市民の積極的参加による廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用活動に努める。</li> <li>○ 多摩川、ニヶ領用水、平瀬川、矢上川、鶴見川等の恵まれた水辺環境を活かし、水質浄化、親水機能の向上、周辺施設の整備に努める。</li> <li>○ 工場・事業場等において、化学物質の適正管理に努めるとともに、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質による環境リスクの低減に努める。</li> <li>○ 環境配慮型の製品の研究開発状況、取組状況等についての情報交換を通じて、市民と事業者の交流に努める。</li> <li>○ 大山街道、ニヶ領用水においては、歴史的文化的遺産等を活かし、周辺環境について、その状況に応じた快適なまちづくりに努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ焼却施設等の熱回収等、エネルギーの有効利用に努める。</li> <li>○ 公園緑地等の剪定枝や家庭からの生ごみ等の有効利用、農地への還元等、地域特性を活かした資源循環の仕組みづくりに努める。</li> <li>○ 影向寺、等覚院、王禅寺、下麻生不動院等の由緒ある寺社や小沢城址、古墳等の歴史的文化的遺産については、適切に保全する。</li> <li>○ 地域住民が主体となったコミュニティ交通の導入の支援に努める。</li> <li>○ 環境技術の研究・開発及び普及に向けた取組の支援に努める。</li> <li>○ 自然環境資源を活かした環境学習の場の提供に努める。</li> </ul> |

取組状況

川崎市都市計画の基本的な方針である都市計画マスタープランは、都市計画を取り巻く環境の変化や 2016 年 3 月に策定した川崎市総合計画を踏まえ、都市計画マスタープランの「全体構想」を 2017 年 3 月に改定しました。

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の 3 層構成としており、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めています。

■ 主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市民、事業者及び市が環境基本条例に掲げる責務のもと、めざすべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするもので、市の環境配慮指針、市民の環境配慮指針、事業者の環境配慮指針から構成されています。

市民の環境配慮指針

市民の環境配慮指針は、市民が日常の生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示しています。ここでは、「地域から地球環境の保全に取り組むまち」の実現に向けて、市民の環境配慮事項の例をあげます。なお、その他の具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

| 地域から地球環境の保全に取り組むまち |  |
|--------------------|--|
| 地球環境・エネルギー         | <input type="checkbox"/> 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。<br><input type="checkbox"/> 住宅建築時には天然素材の使用、断熱材や複層ガラスなどによる高い断熱性の確保や太陽光を取り入れる設計など、環境共生型の住宅づくりを検討する。<br><input type="checkbox"/> 太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。<br><input type="checkbox"/> 省エネルギー型の電気製品、ガス器具等を選択するよう心がける。<br><input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温(冷房時 28℃、暖房時 20℃)に設定するよう心がける。<br><input type="checkbox"/> オゾン層の保護、酸性雨の防止、森林の保全等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で心がける。<br><input type="checkbox"/> 誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ、長期間使用しない家電製品の電源プラグを抜くなど、電気消費量の抑制を心がける。<br><input type="checkbox"/> 多くのエネルギーを消費する飲料自動販売機の利用を控えることを心がける。 |
| 都市気候               | <input type="checkbox"/> 庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心がける。  |

## 取組状況

### ●川崎市地球温暖化防止活動推進センター及び推進員の取組

2019年度に川崎市地球温暖化防止活動推進センター及び推進員が行った環境配慮の取組状況の概要は、次のとおりです。

#### 【市民の環境配慮の取組事例】

|        |  |
|--------|--|
| 主な取組内容 | <input type="checkbox"/> CCかわさき交流コーナーにおいて、隔月のテーマ展示、展示に合わせたミニ講座の実施を行いました。<br><input type="checkbox"/> 2011年4月から川崎市地球温暖化防止活動推進員制度を開始し、2019年度は第6期80名の推進員が活動しました。<br><input type="checkbox"/> 川崎市地球温暖化防止活動推進員を中心とした川崎市地球温暖化防止活動推進員プロジェクト(グリーンコンシューマーグループかわさき、省エネグループ、ソーラーチーム、3R推進プロジェクト、川崎たねだんごプロジェクト、川崎サバイバル、環境教育学習プロジェクト)として、小学校の出前授業の実施、環境イベントへの出展等を行いました。<br><input type="checkbox"/> 川崎市地球温暖化防止活動推進センター運営会議を開催しました。 |
|--------|--|

## 事業者の環境配慮指針

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。各業種に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示しています。ここでは、「多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち」の実現に向けて、事業者の環境配慮事項の例をあげます。なお、その他の具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

### 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

|  |  |
|--|--|
|  | <input type="checkbox"/> 工場等の敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。また、緑地確保や緑化に当たっては、生物の生息空間としての機能にも留意する。<br><input type="checkbox"/> 緑化に関する協定の締結や保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加に努める。<br><input type="checkbox"/> 施設や敷地内に雨水利用システム、中水道システムの導入に努める。 |
|--|--|